

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年10月14日 定例庁議	
開 催 日 時	午前9時15分から 平成26年10月14日(火) 午前9時38分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出 席 者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、田中市長公室長、重岡危機管理監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、三田福祉部長、薮塚健康づくり部長、柳原都市建設部長、細沼会計管理者、田中水道部長、内田議会事務局長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長、渡辺学校教育部次長兼教育総務課長（谷井学校教育部長代理） （担当課1） 上野総務部次長兼財政課長、濱同課主幹兼課長補佐 （担当課2） 村山財産管理課長、宇野同課主幹兼課長補佐、木田同課財産管理係長（事務局） 神田市長公室次長兼政策企画課長、佐藤同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係小曾根主任、稲葉秘書課長	
会 議 内 容	1 平成27年度当初予算編成方針について 2 朝霞市公共施設白書について	
会 議 資 料	・平成27年度当初予算編成方針について ・朝霞市公共施設白書について	
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

【議題】

1 平成27年度当初予算編成方針について

【説明】

（担当課1：上野）

- ・平成27年度当初予算編成方針のポイントについて説明する。
1 ページの内容について、一つ目として、これまで本市では、経費削減や事業の先送り、財政調整基金の取り崩しなどによって歳入・歳出のバランスをとってきたこと、二つ目として、平成27年度は個人市民税の増収が見込まれるものの、法人税の実効税率引き下げや固定資産税の評価替えなどの減少要因を考慮すると平成26年度を上回る予測はできないこと、三つ目として、このような中、第4次朝霞市総合振興計画の最終年度として、限られた財源を重点的かつ効果的に重要施策に配分するため、職員はコスト意識を持ち、英知を結集すべきことを書き記してある。
- ・2 ページ目以降については、「基本原則」「歳入に関する事項」「歳出に関する事項」が主な内容となっている。
- ・各項目の主な点として、まず基本原則については、一つ目として、持続可能で安定した財政構造を確立するため、より一層の歳出の抑制、歳入の確保に努めること、二つ目として、選択する事業は、第4次朝霞市総合振興計画実施計画の対象となる事業であること、三つ目として、「市単独の支援制度」については、毎年度見直しを実施して、各部で十分に検討したうえで予算要求を行うことなどのほか、消費税については、平成27年10月から10%となることが見込まれることから、予算見積もりにあたっては適正な額を計上することである。
- ・歳入に関する事項については、一つ目として、的確な収入見込み額を計上すること、二つ目として、未収金、滞納繰越金の縮減に努めること、三つ目として、国・県の動向を的確に把握し、国・県の補助金が削減・廃止された場合には、事業の廃止・縮減を前提に十分検討することなどである。
- ・歳出に関する事項については、一つ目として、「需用費」、「役務費」については、引き続き枠配分を実施すること、二つ目として、補助金については「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針」に基づき、各部で十分に検討の上、予算計上すること、三つ目として、その他前年度の実績にとらわれることなく、その必要性を再度見直し、適正な額を見積もることなどである。
- ・この予算編成方針については、ご承認いただいた後に通知し、11月12日水曜日の正午を予算要求締切日としたいと考えている。

（担当課1：濱）

- ・7 ページからの枠配分予算については、平成27年度についても、引き続き一般会計及び水道事業会計を除いた特別会計を対象として実施したいと考えている。
- ・平成27年度の枠配分予算については、平成26年9月1日付け副市長通知「財政健全化に向けた取組について」の「平成27年度の収支見通しと実施計画上の留意事項につ

いて」において、収支ギャップの解消のために、事業経費の５％程度の圧縮に取り組むとされていることから、枠配分においてもこの考え方を踏まえて平成２６年度予算額に対して５％程度の圧縮で積算している。

- ・新規事業や制度変更、隔年での実施などにより、需用費、役務費が配分額を超えてしまう場合には、財政課長査定において調整する。

[１０月６日政策調整会議の要旨について]

- ・消費税の税率について、１０月から１０％となった場合、予算編成にどのように反映するかとの質問に対し、「適正な額」と予算編成では表現しており、物を購入するのが上半期であれば８％、下半期であれば１０％で積算するなど、ケースバイケースになるので実情に合わせて積算をお願いしたいとの回答があった。
- ・実施計画と同様に９％とするなど、はっきりした方が良いのではないかと意見が出たが、来年度に１０％に引き上げるかどうか最終結論が国から出されていないので、国の方向性が定まった段階で全庁に通知することとする。また、財政課の査定で確認することとする。
- ・委託料について、「平成２６年度の設計金額又は支出実績額を上限とすること」について、消費税のアップ分も圧縮するかとの質問に対し、可能な限り消費税も含めて前年度を上回らない範囲で努力してほしいというものであるとの回答があった。

[質疑等]

なし

【議題】

２ 朝霞市公共施設白書について

【説明】

(担当課２：村山)

- ・朝霞市公共施設白書を作成する背景について説明する。公共施設の老朽化が進む一方で、財政状況は依然として厳しい状況にあること、また、人口の年齢構成の変更等により、公共施設の利用需要が変化していくため、公共施設全体の状況を把握し、中長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化することが必要である。
- ・市の上位計画での位置付けは、第４次朝霞市総合振興計画後期基本計画の７章２（１）④施設管理の適正化である。また、第４次朝霞市行政改革大綱の中でファシリティ・マネジメントの導入が取組項目として位置付けられている。
- ・国の計画・要請については、平成２５年１１月に「インフラ長寿命化計画」が出され、各インフラの管理者は「行動計画」及び「個別施設計画」を策定することとしている。平成２６年４月に総務省から「公共施設等総合管理計画策定指針・要請」が出され、総合管理計画はインフラ長寿命化計画の行動計画に該当すること、また、インフラを含めた公共施設の現状及び将来の見通しを踏まえた上で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること、総合管理計画に基づく施設の除却について、

地方債が活用できることとされた。

- ・ 総合管理計画は平成 27 年度に策定予定だが、この白書は第一段階として市の公共施設の現状を明らかにすることを目的としている。
- ・ 20 ページに記載しているように、本市の公共施設の現状の特徴として、延床面積で 52.0 %を学校教育系が占めている。建築年別面積で見ると、昭和 40～50 年代と平成に入ってから 2つの山がある。市民一人あたりの施設面積は約 1.87 平方メートルであり、全国平均と比べると少ない状況である。
- ・ 31 ページから 159 ページは、各施設の現状と課題についての記述である。政策調整会議において、複合施設の記述に統一性がない点があるとの指摘を受けたため、整合を図った。
- ・ 166 ページは、建物の耐用年数が経過した時点で、同一構造、同一延床面積を基本に建替えを行った場合の更新費用についてであるが、今後 50 年間で総額約 641 億円、年平均で約 12.8 億円が必要との結果になっている。
- ・ 169 ページの改修費用の推計について、建物は建てて終わりという訳にはいかないので、耐用年数の中間時点で大規模改修を行ったと仮定して、その費用を加えた更新・改修費用の合計額は今後 50 年間で総額約 1,050 億円、年平均で約 21.0 億円が必要である。
- ・ 171 ページの棒グラフは、コスト縮減として一般的に考えられる長寿命化と床面積の縮減を組み合わせたシミュレーションである。あくまでも計算上であるが、20 年間長寿命化を行った場合は約 20.5 %の経費削減、長寿命化 20 年と床面積削減 20 %を組み合わせた場合は約 36.4 %の経費削減になる。朝霞市の場合、長寿命化だけでいけるか、床面積の削減との組み合わせが必要なのか、今後、修繕更新経費に充当可能な財源見込みをたてた上で、総合管理計画の方針の中に入れていくことになる。
- ・ 今後の予定として、今年度は関係課による庁内検討委員会において総合管理計画の検討を開始し、来年度は市民、有識者による検討委員会を設置するほか、出前講座、パブリックコメント等を行い、市民の意見を伺いながら来年度中に総合管理計画を策定する予定である。

[10月6日政策調整会議の要旨について]

- ・ 今後ファシリティ・マネジメントとの関わりはどうかとの質問に対し、平成 27 年度に策定を予定している総合管理計画がファシリティ・マネジメント推進の作業になり、平成 27 年度までに大きな方針を決め、個別の施設計画については、平成 28 年度以降に順次検討することとなるとの回答があった。
- ・ 庁議に諮った後、どのように公表するかとの質問に対し、ホームページと広報に掲載するほか、議員に郵送し、10 月中に公表する予定であるとの回答があった。

[質疑等]

なし

【閉会】